

近畿運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による
本人確認について (通知)

標記について、令和2年6月26日付国自旅第77号「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について」において、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、バス・タクシー事業者に理解と協力を求めているところであります。

国においては、令和元年6月4日付のデジタル・ガバメント閣僚会議決定「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」のⅡ4.(5)各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化の推進において「障害者手帳等についても、マイナンバーカードとの一体化を検討する」としております。

そのような状況の中で、Webサービスの利用者がマイナンバーカードを活用して行政機関等の自己情報を取得し、民間事業者などのWebサービス提供者に提供する「マイナポータル(自己情報取得API)」を活用した、新たなサービスが内閣府において進められているところであり、令和2年6月17日から、内閣府から自己情報取得APIの利用承認を受け、公的認証された障害者情報を活用したサービスが、民間事業者によるスマートフォンのアプリケーションで提供されております。(以下「当該サービス」という。)

また、当該サービス(別紙)について、公証性や不正防止の観点からも「身体障害者手帳の様式等について」(平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等により示された様式と同等であり、提供される当該サービスについて、身体障害者手帳等に代わるものとして運用することは差し支えないものと確認できました。

については、障害者等の移動等の利便性を向上する観点から、貴局管内のバス・タクシー事業者等に対し、障害者割引運賃による乗車時等の本人確認に関しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うとする国の方針に基づき、当該サービスについて、身体障害者手帳等と同様に取扱うよう、理解と協力を求めていますようお願いします。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会あて別添の依頼を行っている旨申し添えます。

1. 事業者名称

株式会社ミライロ

2. 利用サービス

障害者手帳アプリ「ミライロID」(別添1. 参照)

3. 利用開始日(マイナポータルとの連携開始日)

令和2年6月17日(別添2. 参照)

4. 障害者情報の範囲(別添3. 参照)

- ・身体障害者手帳情報(自己情報取得API)
障害種別、等級、発行元自治体、番号、発行日、更新日
- ・精神障害者保健福祉手帳情報(自己情報取得API)
障害種別、等級、番号、有効期限、発行日、更新日

5. 自動車局における確認内容

- ・本事業者は、マイナポータル自己情報取得API(別添4. 参照)により、地方公共団体が保有する障害者情報を取得しており、当該サービスは身体障害者手帳等の様式に整合している。
- ・本事業者は、マイナポータル自己情報取得APIの利用規約におけるセキュリティ要件を満たしており、当該サービスは不正防止が図られている。(別添5. 参照)

6. 留意事項

地方公共団体における知的障がい者のデータベースの整備については、令和4年度末までを目標として整備予定。